ヌ　学資金申請者の生計を維持する者に係る児童手当法第八条第一項（旧児童手当法附則第二条第四項において準用する場合を含む。）の児童手当又は旧特例給付の支給に関する情報

［二～六　略］

第百五十七条　第二条の表百五十五の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　子ども・子育て支援法第十条の九第一項の妊婦給付認定（同法第十条の九第二項に規定する妊婦給付認定をいう。次号において同じ。）の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請に係る妊婦に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

二　子ども・子育て支援法第十条の十の妊婦給付認定の取消しに関する事務　当該取消しに係る妊婦給付認定者（同条に規定する妊婦給付認定者をいう。次号及び第四号において同じ。）に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

三　子ども・子育て支援法第十条の十二第一項の妊婦支援給付金の支給に関する事務　当該支給に係る妊婦給付認定者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

四　子ども・子育て支援法第十条の十三第一項の届出に係る事実についての審査に関する事務　当該届出に係る妊婦給付認定者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

五　［略］

六　［略］

七　子ども・子育て支援法第二十三条第一項の教育・保育給付認定の変更の認定に関する事務　第五号に掲げる情報

八　子ども・子育て支援法第二十三条第四項の職権による教育・保育給付認定の変更の認定に関する事務　第五号に掲げる情報

九　子ども・子育て支援法第二十四条第一項の教育・保育給付認定の取消しに関する事務　第五号に掲げる情報

十　［略］

十一　［略］

十二　［略］

十三　子ども・子育て支援法第三十条の七の届出に係る事実についての審査に関する事務　第十一号に掲げる情報

十四　子ども・子育て支援法第三十条の八第一項の施設等利用給付認定の変更の認定に関する事務　第十一号に掲げる情報

十五　子ども・子育て支援法第三十条の八第四項の職権による施設等利用給付認定の変更の認定に関する事務　第十一号に掲げる情報

十六　子ども・子育て支援法第三十条の九第一項の施設等利用給付認定の取消しに関する事務　第十一号に掲げる情報

十七　［略］

十八　［略］

ヌ　学資金申請者の生計を維持する者に係る児童手当法第八条第一項（同法附則第二条第四項において準用する場合を含む。）の児童手当又は特例給付の支給に関する情報

［二～六　同上］

第百五十七条　［同上］

一　［同上］

二　［同上］

三　子ども・子育て支援法第二十三条第一項の教育・保育給付認定の変更の認定に関する事務　第一号に掲げる情報

四　子ども・子育て支援法第二十三条第四項の職権による教育・保育給付認定の変更の認定に関する事務　第一号に掲げる情報

五　子ども・子育て支援法第二十四条第一項の教育・保育給付認定の取消しに関する事務　第一号に掲げる情報

六　［同上］

七　［同上］

八　［同上］

九　子ども・子育て支援法第三十条の七の届出に係る事実についての審査に関する事務　第七号に掲げる情報

十　子ども・子育て支援法第三十条の八第一項の施設等利用給付認定の変更の認定に関する事務　第七号に掲げる情報

十一　子ども・子育て支援法第三十条の八第四項の職権による施設等利用給付認定の変更の認定に関する事務　第七号に掲げる情報

十二　子ども・子育て支援法第三十条の九第一項の施設等利用給付認定の取消しに関する事務　第七号に掲げる情報

十三　［同上］

十四　［同上］

［新設］

［新設］

［新設］